

っているのか、どういったサービスを受けるのがその子にとって適正なのかということです。里親委託という選択肢は、ほとんどの子どもにとっては最も望ましいと思いますけれども、必ずしもそうではない子どももいますので。

理想的な状況を申し上げると、それぞれのサービスの定義をきっちりスタンダードも付けてしっかりと押さえていくことと、それに対する適正な評価のシステムを設けて、きちんとしたサポートシステムが正しい形で運営されているかどうかを評価すること。これは、里親養護であれ、施設養護であれ、きちんとしたサービスが正しい形で、子どものニーズに合わせた形で提供されているかどうかを確認していくことだと思います。

各サービスの定義と、評価システムがなければ、きちんとしたサポートシステムの運営は、絶対にできないと思いますので。ある意味で焦点がブレてしまって、いろんなニーズを持った子どもがバラバラに、正しい場所に措置されずに、いろんなところに混在しているという状況では、その仕組みとして成り立たないと思います。

イギリスの例で申し上げると、最初の子どもの適切な評価ができなかったがために、本来であれば施設に入所すべきところを里親に委託したことで、危機的な状況に陥ってしまうということがありました。サポート機関自体も支援にならずに、単なる危機管理のような状況になってしまい、子どもはまた別の場所に委託されるという状況になることもあります。

開原：日本の現状は、似たような状況なので、そこについて、私どもは、アセスメントも支援も、一時保護もできるサポートセンターを考えています。それを今度の報告書にまとめる予定です。

先ほど、柏女先生から現在の動きを教えてくださいましたが、日本では、まだレスパイトにしてもスーパーバイザーにしてもトレーニングにしても十分に行われていないのではないのでしょうか。

柏女：里親支援機関としてのシステムのなかに、トレーニングは入れてなかったと思います。

◎スーパービジョンについて

開原：スーパービジョンは誰が行うのですか？

スーパービジョンをする人はどういう人ですか、という質問があるのですが、厚労省の見解では、どうなっていますか？

柏女：里親支援機関事業の実施要綱を見ていただくとわかると思いますが、特に人を定めてはいないと思います。ただし、児童家庭支援センターが、里親支援を行うことになっている場合は、そこに置かれる人材は、児童福祉司の資格をもつ者、いわゆるソーシャルワーカーとサイコロジストの二職種の方ですね。

開原：その方がスーパーバイザーに？

柏女：スーパーバイザーとして、訪問も含めてやると。里親のスーパービジョンですね。それをやる形に制度上はなっています。里親支援機関のときも、おそらくは、臨床心理士とソーシャルワーカーがする。もっとお金を使えば、児童精神科医、あるいは小児科医という形になるんじゃないかと思います。そのくらいではないですか。

菊池：昨年度の聴き取り調査でわかったことですが、フランスでは、児相に相当する機関のスーパーバイザーはその主任ソーシャルワーカーが担当していました。その方はソーシャルワークの分野で若い頃から長年働いたあと、さらに上級の国家資格を取得して、スーパーバイザーの機能をもつ主任となられたと話していました。心理士や医師は大抵非常勤なので部分的に介入してコンサルテーションをする役割を担っていました。民間の里親支援機関でも同様にソーシャルワーカーとして実務経験の長い方が主任ソーシャルワーカーとしてスーパーバイザーの役割を担っていました。民間機関では、長い実務経験のある幹部職員が共同でスーパーバイズしているところもありました。

◎里親の種類

柏女：日本では、里親の種類は4種類あります。先ほどおっしゃった重度のトラウマを抱えている子どもたちの支援を行うのは専門里親、それから一般的な養育里親、これには短期里親も含まれます。それから親族里親、これはキンシップ・ケアの親族の方が里親になるということです。最後の4種類目が、養子縁組を希望する里親さんです。それぞれによって、認定の仕方やトレーニングの研修のシステムや、国や自治体から支給されるお金の額が異なります。

したがって、今トムリンソンさんがおっしゃったように、サービスのメニューは形式的にはわりと整っていますが、それをもとに、今まで里親支援を行ってきた実践の積み重ねが十分ではないため、また、里親を支援すること自体が新しい概念であるために、誰に何をしたいのかわからないというのが、現状ではないかと私は考えています。

開原：柏女先生には英国の里親のリクルートに関するトムリンソンさんの資料をお送りしましたが、里親の種類は、日英で似ていますけれども、英国には、レスパイト里親があるのですね。

◎入所措置や里親委託の決定について

トムリンソン：ところで、専門里親に委託される子どもたちが本当に重度のトラウマを負っているかという評価はどのようにして行われているのでしょうか？

柏女：日本のシステムでは、入所の決定を行うのは児童相談所という県の機関ですが、そこに医師やサイコロジスト、ソーシャルワーカーがいて、そうした重度のお子さんですと、児童相談所にテンポラリー・ケアという一時保護所がありますので、そこで保護したうえで行動観察を行いながら、アセスメントを行うシステムになっています。

トムリンソン：いろいろと専門家の方が集まって、ご意見が出されるということでしょうか、特に全

国一貫したフォーマットみたいなものが決まっているのでしょうか？

柏女：フォーマット自体は決まっていますが、判断基準は決まっています。入所の決定に至るためにどんなプロセスをたどるべきなのかは、つまり、医者が参加し、ソーシャルワーカーが参加し、サイコロジストが参加して何をするかなどの手続きは決まっていますが、どのような状況であったときに専門里親への委託になるのか、どのような状況なら児童養護施設委託なのか、それらについての基準は、日本では決まっています。

英国の児童法の第2条だっと思いますけれども、措置の決定を行うときに配慮すべき事項が7点ぐらい上がっていたかと思いますが、それと同じようなことを条件として決めるということは、日本では、合意として明文化はされていません。しかし、子どもの最善の利益を判断するための基準として、それが、おそらく、かなり浸透しているのではないかと思います。

トムリンソン：英国で、10歳になるまでの子どもで、20か所から30か所ぐらいを転々と委託された子どものケースがありました。そういうケースを見ると、どうしても評価段階から深刻な問題が生じていたはずだと思わざるを得ないのですね。そこまで何度も過ちを繰り返すということは、子どもにとっても大きなダメージが生じていると思います。これだけ変更しているわけですから、やはり、里親委託を実施する前はかなり詳細に詰めていかないとうまくいかないと思います。

◎里親の仕事と支援する者に必要なスキル

まず、里親の支援を誰が行うべきかという議論を行う前に、里親の仕事がどういうタスクなのかということをしっかり定義して、詳細にわたってそこを詰めたうえで、その仕事を支援するに当たって、どういったスキルや経験が必要なのかというところに目を向ける必要があると思います。

そのために、里親の仕事が、どういう具体的なタスクなのかを定義し、そのためにどういうスキルや経験や資格を持った人たちが支援することができるのかということを考慮します。

英国の場合は、個人の具体的な特性に関して、雇用要件を詰めて検討します。そして、その要件にかなう者に募集をかけて、申請してもらっています。バックグラウンドが心理士であるのか、精神科医であるのか、ソーシャルワーカーであるのかに関係なく、本当にその応募してきた人が、必要とされるスキルを持っているのかどうかということで、もしそれがなければ、そのギャップを埋めるためのトレーニングを施さなくてはいけないということで、里親を支援する方々の必要とされるスキルをまず押さえる必要があります。

施設養護であれ、里親であれ、実際に子どもたちの世話をしている方々に対する支援が、やはり欠けている部分です。そもそもどういうスキルが必要なのか、どういう業務なのかという理解が十分でないところに、そういったお世話をしなくてはならない立場に置かれてしまった方がやる気を失ったり、往々にして離職につながったり、あるいは里親をやめてしまうということは、どこの国でも起こり得ることではないかと思います。そうになってしまうと非常にコストも高いですし、子どもにもダメージが生じてしまいますので、初期の段階で、ここの部分に投資をすることは大変価値があることではないかと思います。

そのため、はじめから質の高い支援体制を整える。そして、そもそもできない仕事に就かせないということも、最初の段階で目を向けるべきことではないかと思います。

開原：この点を日本の厚労省では、どこまで考えているのでしょうか？

柏女：とても大事な指摘をいただいたなと思います。制度論からきて、形からまず入っているということは確実に言えると思います。つまり、里親支援機関が何をすべきか、という形でできている

し、かつそこに対応するには、今の専門職であれば、どういう職種が必要だろうかという規定の仕方をしているのが日本の現状になるかと思います。

本当に大事なものは、今おっしゃったように、里親が何を必要としているのか。その前に、里親は何をする専門職なのか、職種なのか。そのなかで、支援を必要とするものは一体何なのか。その支援をできる人はどういう人なのか。つまり、そういう組み立て方は、今の日本のシステムの中ではできていないと思います。それが、現場の混乱をもたらしていると考えられるのではないかと思います。

日本の場合は、先ほど申し上げました里親及びファミリーホームの国の養育指針は、去年の3月、昨年度末に出てはいますが、それに基づいた評価はまだ行われていません。里親やファミリーホームの前に施設の評価を行うと言っていますが、里親やファミリーホームは、メインである施設のいわば調整弁のような役割を担ってきたことから、そのことが、里親に対するケアの標準化をまた遅らせているのだろうと、私は今感じました。

◎制度が重要か、エビデンスが重要か？

開原：私もずっと児童相談所で仕事していた頃から感じてきたことですが、厚労省から出された文書はとてもわかりづらいということです。具体的ケースの実態を全く考えずに、いろいろな文書が出されますが、外国の専門書を見ると、非常に具体的でわかりやすい。この違いは何だろうと思っていました。日本では、何でも制度論からスタートしていろいろとやっていくということだったのだと今わかりました。トムリンソンさんに伺いたいのですけれども、英国は制度論ではなくて、エビデンス論なのでしょう吗？

トムリンソン：制度論というのはどういう意味ですか？

開原：systemから考えるということでしょうか？

トムリンソン：英国では、1989年に児童法ができてから、制度論よりもエビデンス論といますか、結果重視のアプローチに変わってきました。まず、どういうリソースがあってそれをどう活用しようかということよりも、まず、子どものニーズはどういうものなのか、それに合わせてどう対応すればいいのかということにシフトしているのですね。

ですから、サービスがベースと言いますか、どういうタスクがあって、結果としてどういうものを求めているのかということありきということで、必要なサービスが決められてきたということになります。逆のアプローチをとってしまうと、こういう人材がいるので、このソーシャルワーカーやカウンセラーをどこに配置すればいいのかということから始まってしまいます。そうすると、本来、必要のない人材の配置も出てきてしまうのではないかと思います。

柏女：その通りだと思いますね。私も政府にいましたので、その視点から言えば、日本の場合、特に社会的養護の分野ですが、子育て支援等の分野に比べて、工夫が非常に少ない分野です。それは、先ほど申し上げましたように、子どもを育てていればお金は潤沢とは言えないけれども、自動的に入ってくるというシステムになっています。これを英語に訳せない、日本の措置費制度を。通訳の方から、それは何だといつも聞かれますが、措置費制度とは、つまり、100%税で賄われるという制度です。そうすると、なぜ民間施設なのか、児童養護施設の職員は公務員ではないのかと、よく言われます。その説明ができないのです。それで **sochihi-seido** と英語にして説明しています。その制度では、いわば改革に対するインセンティブが働かないということが一番大きな問題ではないかと思います。

したがって、それを動かしていくためには、制度から動かしていくというやり方、つまり、新しい仕組みを作っていくことによって、現場の工夫を促していく。そういう手法が歴史的に採られて

きた。あるいは採らざるを得なかったのではないかと、私は、今考えています。

もう一点として、私たちの政府も反省すべきところがあります。例えば、英国に学んだ場合、ワグナー・レポートもそうですけれども、そのほかにも、虐待で死亡した子どもの詳細なレポート(マリア・コーウェル・レポート等)を作って、そこから学び、そこから制度を作っていきますが、日本はそれをしていない。日本は、まず検証をなさいと言って、検証する仕組みを作って、それから検証を始めるというように、システムが最初にあって、そのうえで制度を改善する。そこからノウハウを積み重ねるという手法を採っているわけです。その制度を作るための詳細なレポートを作成していない。ここが日本の一番大きな課題だろうと思います。

◎民間機関による里親の採用

菊池：先ほど里親業務を専門的に行う機関を民間にも組織している国があると申しましたが、その場合、民間機関が自ら里親(ケアラー)をリクルートできるということに注目したいと思います。日本では、児童相談所は、そこに登録された里親さんに子どもを委託する権限を一手に握っておりますが、委託後の支援が他の業務で忙しくてできなければ、部分的な支援事業を民間機関に委ねられるようになったわけです。しかし、それでは民間機関は里親に対して委託後の部分的支援は多少できるとしても、子どもに対する一貫した支援ができないのではないかと思います。民間機関がもし里親の採用から子どもとのマッチングを行えるならば、子どもとその親および里親の状態を把握することが可能になりますし、親を支援することも可能です。従って委託後の支援をより適確に行えるのではないかと思います。そのためには、民間機関も多職種専門職の配置が必要になるわけですが…。私は、せっかくできた里親支援機関事業ではありますけれども、子どもへの支援という観

点から見れば、民間の部分的支援だけでは一貫した里親養育の支援は難しいのではないかと思います。そして、民間機関を活用しようとするならば、子どもに必要とされる里親を適切に確保できなければ、里親養育をより適切に支援することは難しいのではないかと思います。

開原：私どものモデルセンターの構想では、里親の採用やマッチングまでは考えていないのです。児童相談所がありますので。菊池さんが調べられたフランスの民間機関はどこでもそうなっているのですか。

菊池：はい。

開原：今日は、とても大事な視点からのお話がありました。社会的養護制度がどのように始まったのかとか、フランスの話や、措置費に関するお話も。それから、実は、措置費で賄うからということで、確か去年のディスカッションで、イギリスも子どもの数でお金が入るのですけれども、日本のように、措置費にそんな支配されていないのはどうしてなのでしょう。

柏女：外国では、すべてのお金が国や地方自治体から来るわけではなく、限界があるわけです。だからこそ、寄附金をたくさん集めたり、あるいは特色を出していくわけですね。日本は、all or nothing ですから、全額くるわけです。修学旅行に行くお金もランドセルのお金もきています。そういうところが全然違うのではないのでしょうか。

◎結果を重視する 2004 年の児童法改正

トムリンソン：1989 年の児童法が主眼を置いていたところは、システムの改正でした。ですから、何かものすごくドラスティックなことをやろうとしたわけではなくて、システム自体の改善に焦点を当てていました。

それとは違う新しい法制が、2004 年にできましたが、これは、すべての子どもたちが重要だ (Every Child Matters) とする法改正でしたが、ここで、やはりシステムそのものを強調するのではなく、最

終的に子どもたちにとってどういう結果を求めているのかというところに視点がシフトしたと言えるかと思います。どういう結果かということに関して、5つの分野に分けて定義がされています。

全国レベルでの国家的基準がきちんと設けられて、スタンダードができあがりましてけれども、自治体レベルで、具体的にどういう結果を求めているのか、やり方ではなくて、結果そのものがスタンダードに基づいて決められたということになります。ですから、各自治体が、もちろん国家予算から資金を得ている部分もありますが、各自治体レベルの地方税によって賄われる資金の調達ということもありますので、各自治体にある程度の裁量が任されたということです。かなりクリエイティブにそれぞれ自治体レベルで、子どもにとって望ましい結果を得るためにどうやって対処すればいいのかというところで、自治体ごとにシステムそのものがかなり違ったものになってきています。

例えば、自治体によっては、すべてその地域内の児童養護施設は全部閉所してしまって、民間からサービスを受けるという形態に移行した自治体もあります。

クリエイティブかどうかという問題では、よりクリエイティブなやり方を採ったほうが、人に命令調でこうするべきだと指示することよりも自治体にある程度任せて、自由に決定できるような仕組みにしたほうが、結果を重視するような流れができるのではないかと思います。

ですから、自治体レベルで、こういう結果を子どもたちにもたらしたいということを、まず定めて、それに合ったシステムとはどういうシステムなのかというアプローチを採る。英国の場合は、いろんな選択肢、いろんなシステムがありますので、日本の場合も、どういうシステムを作るべきなのかというところから入るべきなのか、それとも、もっとバランスを取って、子どもたちにとって、どういう結果を求めるのかというところを見ながら、システムを話し合うべきだと思います。

◎自治体による社会的養護計画の作成

柏女：今伺ったことはとても大事なことで、実は、今年の8月に、国のほうで社会的養護を自治体に計画を作ってもらう形にしました。それぞれの自治体には、過疎的な地域もあれば、過密な地域もあり、児童養護施設が足りないところもあれば、余っているところもある。つまりそんな地域の状態に応じて、小規模化を進めていくための計画を作ってもらおうということです。そのために、国が基本指針を作るということにしました。それに基づいて家庭的養護の推進や子どもの自立支援、里親支援などについての計画を作ってほしいという通知を政府から告示を出したところです。

トムリンソン：その場合に、システムのほうに目が行って、システムを変えろということでは施設数を減らしたり、小規模化を図るということは実現できるかもしれません。しかし、それが子どもにとってメリットがなければ意味がないこととなります。それが重要なポイントだと思います。子どもにとって望ましい結果とはどういうものなのかということに主眼を置いた制度計画が必要になるのではないのでしょうか。

柏女：その通りだと思いますね。来年度中に、全都道府県でこの計画を作らなければならないことになっています。

それは、政府が15年間で実現するといったものの最初の5年間の計画になっています。その計画作りが、今、都道府県で始まろうとしているということです。そういう状況のなかで、大変よいお話を伺いました。その計画で何を実現するのか、一人ひとりの子どもに何を成果としてシステムを考え、作るのか、ということですね。それは、県ごとに違うはずですので、県ごとにディスカッションをしっかりとさせていただきたいと思います。

基本としては、すでに里親・ファミリーホームの指針、児童養護施設の指針・ガイドラインがで

きていますので、それに基づきながら、地域の特殊性を出ししてもらえればと思っています。

開原：本当に貴重なご意見をたくさんいただきまして、ありがとうございました。私は、これからもトムリンソンさんからいろいろなご意見をメールでお伺いしたいと思います。

トムリンソン：本日は、大変参考になる情報をいただいたので、私の理解も深まったと思います。ありがとうございました。

柏女：こちらこそ、ありがとうございました。開原先生にもお声を掛けていただいて、ありがとうございました。今回のお話を伺って、これから政府として考えなければいけない点が見えてきたような気がします。一歩でも前に進めるようにしていきたいと思います。

開原：ありがとうございました。

《終了》

参考資料：

1. 柏女靈峰(2011)『子ども家庭福祉・保育の幕開け—緊急提言 平成期の改革はどうあるべきか』誠信書房
2. 柏女靈峰(2013)『子ども家庭福祉論[第3版]』誠信書房
3. 子ども・子育て支援法に基づく基本指針(案)
(2013.8.6 内閣府) (抄)
4. わが国の社会的養護の体系図(柏女氏提供)
5. 英国における里親のリクルート(トムリンソン氏提供、開原久代邦訳)(本報告書掲載)
6. インタビュー調査《特別里親委託センター・ルレアレアの里親のリクルートとフランスの里親の国家資格》(林浩康/菊池縁・開原久代)(本報告書掲載)
7. 《パリ県を中心とした里親委託の現状と課題：関係機関のインタビュー調査を通して》(林浩康/菊池縁)『厚生労働科学研究平成24年度報告書(研究代表者 開原久代)』140頁以下

講演会と交流会

「里親支援の輪を広げて」～里親支援機関職員、里親支援専門相談員の研修会～

日時：2013年10月30日（水）

10:00～17:00

場所：東京大学伊藤国際学術研修センター
中教室

講演とコメント：Patrick Tomlinson 氏

（トムリンソン・コンサルタント事務所長）

藤野興一氏（鳥取子ども学園園長）

通訳：辻 直美（吉香 k k）

司会：平田美智子（研究分担者和泉短期大学）

録音記録 編集：開原久代

配布資料：1. 「エビデンス情報と成果にもとづいた里親ケアのモデル」 2. 「トラウマを背負った子どもたちと心をかよわせるには」 3. 英国マニュアル「英国における里親のリクルート」（以上 Tomlinson 氏資料を開原久代翻訳） 4. 「鳥取こども学園の取り組みと社会的養護の課題と将来像」（藤野氏講演資料） 5. トムリンソン氏らの著書で開原らの監訳による著書の紹介チラシ「虐待を受けた子どもの愛着とトラウマの治療的ケア」～施設養護・家庭養護の包括的支援実践モデル。福村出版より12月出版 6. アンケート用紙

午前の部 10:00～12:00

トムリンソン氏講演

「エビデンスに根ざした里親支援モデル」

司会：皆様、おはようございます。今日は、天気には恵まれましたが、狭い会場に大勢の方に来ていただいて、かなり窮屈な思い

をされているかと、本当に申し訳なく思っておりますが、大勢の方にお申込みいただき感謝しております。これから、「里親支援の輪を広げて、里親支援機関職員、里親支援専門相談員の研修会」を行いたいと思います。まず、皆様、お手元にある5つの資料をご確認ください。（以下省略）、それから、アンケート、是非、ご協力いただきたいと思います。今回の研修は、平成25年度厚生労働科学研究費の政策科学総合研究「被虐待児を養育する里親家庭の民間の治療支援機関の研究」の一環で、海外の研究と私たちのグループによる国内の里親支援の調査等を行っております。これまでに、里親支援機関のアンケート調査や訪問調査を行いました。今年度は、里親支援専門相談員、この制度は途中からスタートしたもので、里親支援専門相談員の方たちにいるいろいろお話をお伺いしようと、関西と今回の東京で2回研修会を開いています。本日は、午後のグループ討議でもいろいろご協力をお願いしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

過日、9月26日に大阪で研修会を開きましたが、その際、里親支援専門相談員のネットワークがまだできていないということをお伺いしました。是非、今日の午後のグループワークを大切にさせていただいて、他の支援機関の方々と情報交換をしていただき、これを機会に、専門相談員の方たちのネットワークが深まればと願っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、最初に、研究代表者の開原久代先生からご挨拶申し上げます。

開原：皆さん、こんにちは。私は、厚労省

から3年間の期限で、科研費をいただき、最年長ということで、代表を務めておりますが、研究分担者の平田美智子さんのグループに、いろいろな研究部門を担当していただいております。私は、代表を務めると同時に分担者として、外国の状況の調査をしておりまして、特に重いトラウマ、虐待によるトラウマを背負った子どもたちの治療支援のあり方、それから、そういう子どもを委託されてご苦労されている里親さんたちに外国ではどういう支援があるかを調査しています。

本日、最初に基調講演をしていただくトムリンソン先生については、英国調査でご協力をいただき、事前のご案内でご紹介しておりますが、大変重い虐待を受けた子どもたちの施設職員、施設長として長年のキャリアをお持ちで、現在は施設経営や、施設ケアのコンサルタントをされておりますが、実務のご経験が豊富なすばらしい方なので、昨年始めて来日いただき、日本の関係者と交流を深め、本年も講演やワークショップをお願いいたしました。今回も沢山の資料をご用意下さり、その一部で翻訳したものを本日、皆様にお配りしております。

今日の講演は、パワーポイントを使用しないで重点をお話し下さるということなので、資料は本日の講演内容の確かめに使用して頂ければと思います。

以上、どうぞよろしく願いいたします。
司会：先生、ありがとうございました。実は、開原先生は、精神科医で、東京都児童相談センターで長く勤務され、実践の現場の経験の中から、こういうテーマに取り組んでおられます。また、トムリンソン先生

については、昨年の講演録をこの「新しい家族」の最新号に「治療的ケアの道のり」というタイトルで掲載しております。これだけでも読み応えがありますが、この研究班のメンバーの多くが会員である「養子と里親を考える会」という研究会とその会誌を紹介させていただきます。この「養子と里親を考える会」は、ここにおられる菊池緑さんにより26年前につくられ、その会誌「新しい家族」を発行しておりますのでご紹介させていただきます。

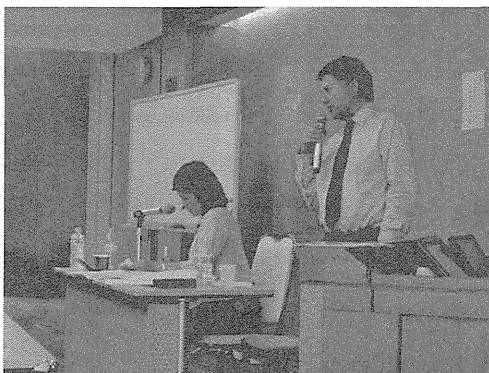
申し遅れましたが、本日司会を勤めさせていただきます。私は、平田（美智子）と申します。和泉短期大学で教えています。

里親支援専門相談員の方は、昨年度の調査では、全国で110名ぐらいでした。ですから、全員の方が申し込んでも、関西と東京とで、100名以上にはならないと思っておりましたら、本日のこの会場に既に里親支援専門相談員の方が40名含まれておりました。皆様、児童養護施設や乳児院に所属されておられ、これまでこうした会には、あまりなかったと伺いました。施設の方々がこういう家庭養育とか里親ケアに関心を持っていただけるようになったということは、非常に画期的なことと嬉しく思っております。

それでは、これから、パトリック・トムリンソン先生に、ご講演をいただきたいと思っております。あとで、質問の時間もあると思っておりますので、是非会場のほうから質問を出していただけたらと思っております。通訳の方が入りますので、途中で区切りながらお話をすすめます。

講演のテーマは「里親支援と治療的ケア」ということですが、パトリックさんのいろ

んな実践の中から、多方面にわたるお話が聞けると思います。それでは、どうぞよろしく願いいたします。



トムリンソン：ご紹介ありがとうございます。開原先生、このような場にお招きいただきました、皆さまにご参加いただき、ありがとうございます。プレゼンテーションの資料を用意させていただきましたが、2時間という時間のなかで、あらゆる情報をどこまで凝縮してお話しできるかと考えております。結論としては、私のほうから、口頭でお伝えするというのを主にやってゆきたいと思います。お渡ししております資料のほうは、あとでご覧いただく参考資料としてお持ち帰りいただければと思います。

「治療的ケアとは？」

タイトルといたしましては、いかに治療的里親支援を行うことができるかと、里親専門職との連携、ということですが、治療的ケアとか支援という言葉を使ったときに、具体的にどういう意味なのか、定義されていない場合が多いかと思います。Therapeutic、治療的という言葉ですが、例えば、マッサージを受けたり、物理的に体を癒してくれる場合に使うこともありますし、また、治療的ケアという言葉を使った場合は、通常、子どもが発達段階において背負ったトラウマから、感情的、情緒的な

ところで癒しを受けることが治療的なケアにつながるのではないかと思います。通常、親として子どもに関わる場合は、主に発達のほうに主眼を置いて養育に携わるわけで、必ずしも治療的なケアというものは必要ないかも知れませんが、里親という仕事に関しては、通常、トラウマを負って、虐待を受けたり、ネグレクト状態におかれたというような傷ついた子どもたちを育てていくという意味では、治療的なケアが必要になってきます。

子どもたちが癒される、回復するためには、何からの回復が必要なのか、どこから癒しを受ける必要があるのかということを知る必要があります。ですから、治療的なケアを行っていくためには、子どもの成育歴について、きちんと理解する必要があります。どういう体験をしてきて、それがその子に対してどういう影響を与えてきたのかということ把握する必要があります。例えば、虐待を受けてきた子どもたちをケアする、そういった意味での治療的なケアは、ネグレクトの対象になった子どもたちと異なる部分があると思いますし、また、共通の部分もあると思います。どういう体験を子どもたちがしてきたかで、体験してきたことに対して、治療的なケアを施すかどうかで、異なる点と共通点と両方あると思います。

今、私がお話ししている里親に関連したお話ですが、これは、一方で、施設養護にも関連するところがあります。冒頭申し上げたように、治療的な里親としての関わりというのは、非常に複雑なものがあります。まず、子どもがどういったトラウマ体験をしてきたのか、どういったネグレクトを受

けてきたのかという子ども自身の体験について理解をする必要があります。そして、それが子どもの発達にどういう影響を与えてきたのかということを知ることがまず理解して、その子が回復するためには、何が必要なのかということを知ることが出てきます。ですから、そういった諸々の必要とされる内容を理解するためには、里親の方も、まず、治療的ケアにまつわる理論を理解して、必要なトレーニングを受けていただく必要があります。治療的な里親としては、トレーニングが大変重要になってくるかと思っています。

「子どもの理解と里親支援」

関連した理論の中で、重要なものが2つあり、トラウマと愛着に関する理論です。配布資料の中のチラシで私の本の翻訳書が紹介されていますが、この本の中でこの理論が述べられています。皆様はこれまでいろいろな経験をされてきたかと思いますが、虐待を受けた子どもたち、そして、ネグレクト状態だった子どもたちを理解するというのは、非常に大変なことであります。皆様の中にも大変なご経験をされた方が多くいらっしゃると思います。こういうトラウマ体験をしてきた、虐待若しくはネグレクトを受けてきた子どもたちに対応していくという養育に携わっていく里親の仕事は本当に大変であるということで、相当なレベルの厚い支援が必要になってきます。その支援をどうやって提供していけばいいのかというのがひとつの問いかけになります。

先週からいろいろな議論をさせていただいている中で、質問が出て来たのは、里親というのは、愛情を注ぐ親としての存在であるべきなのか、プロとしての里親である

べきなのかという議論がありました。私も、施設での経験、また、里親としての経験も積んできましたが、ときに、特別な方を、専門の里親としてリクルートする場合もあるかと思っています。なかには、本当に突出した稀にみる里親、若しくは治療的なケアを行える例外的な方もいらっしゃるかと思っています。ただ、特に協力も得ず、支援も得ずに、自分でそこまで凡てできる方というのは非常に少ないかと思っていますので、そういう方を十分な数、見つけてくること自体が容易ではないといえます。ほとんどの方に、そこまでのレベルを要求するのは不可能であります。そこまで、敷居を上げてしまうと、施設養護であれ、里親の方であれ、やってくれる方をどんどん失ってしまうことになってしまいます。

どういシステムを作っていくべきなのかというお話となりますが、既にいいシステムが日本では存在するのかも知れませんが、若しくは、今現在そうした仕組みを作ろうという段階かも知れませんが。

「親に必要な資質とは」

それでは、普通に親として養育する際に求められる資質について、少し話したいと思います。アメリカで、政府の要請を受けて行われた2人の研究者による研究がありますが、内容は、親としてどういう資質が求められているのかという研究です。まず、子どもたちに対して、非常に感性を持って対応することができる・子どもが何を必要としているのか、どういう反応を世の中に子どもが発信しているのかを読み取り解釈する・それらを、ある程度想定して予期する能力が必要と報告しています。また、非常に会話が豊富である・いろいろな言葉を子

どもとやり取りできる環境ということで、親との関係のなかで、言葉の会話のやり取りが大変豊かな形で関わっていると発達上大変プラスの影響が出るということがわかっています。また、暖かい環境といったものも必要になってきますし、子どもにとって必要な遊びができる環境や当然、安全性が確保されていなければいけません。また、自由にいろいろなものを探索するという環境も整っている必要があります。そして、子どもの発達段階において、共感する能力、感情移入できる能力といったものも大変必要になってきます。また、ほかの子どもたちとの関わり、若しくは養育者との関わり、また自分自身に向き合っていく中で、誰かとぶつかったときに、それにどうやって向き合っていくのか、相容れないものをどうやって対処していくのかということも重要な部分であるかと思います。

皆さまご存知のことかと思いますが、普通の親業でもこれだけ大変なことであります。普通に親という仕事をこなしていただくだけでも十分に複雑なもので、これだけ大変なのだということを認識いただけるかと思います。親業はそんなに大変じゃないよという方もいらっしゃるかも知れませんが、私の意見では、大変な仕事だと。普通に親をやるだけでも本当に大変だと感じていますし、現代社会の中で、多くの家族が、子どもの養育に関して悩んでいます。これは、数字的にも、大変な割合で、困難な養育状況が示されており非常に明らかになってきているかと思います。

「親業がなぜ大変になったのか」

人類学者によりますと、こういった問題が現代社会において起こっている理由とし

ては、過去の歴史を振り返ってみますと、ほとんど人間は、集団生活のなかで子どもを養育してきました。それが今、核家族化が進んで、親だけが子どもに関わるようになり、歴史的に見てもあまり自然な状態ではないということなのです。大きな集団ではなくて、小さな単位での家族が主流となったことが、多くの問題発生の理由ではないかと言っているのです。アフリカの諺では、村全体で子どもを育てないといけないというのです。それだけ大変な子育てだということが諺でも言われているわけですが、実際に、アフリカのある村で行われた研究では、親はほとんどストレスを感じないと。子どもの養育に関しては、村全体で関わっているのです。その親の子どもだけではなくて、この子たちは、その村の子どもだという意識で、取り巻く周辺の方々が全員子育てに関わっているような状況ですので、母親だけが子どもと孤立して長い時間二人だけで過ごすということもないということなので、親のストレスがほとんどないという研究結果が出ています。何を申し上げたいかと言うと、健康的な養育ということを考えると、子どもの発達においても、親が養育に携わる中でも、必ずそれを支援するためのネットワークが必要になってくるということがポイントになります。

「トラウマを受けた子どもの反応」

先ほど、子どもにどういうことが必要なのかという、要求される資質等についてお話ししましたが、特にトラウマを負った子どもたちというのは、更に大変複雑な状況になっているので、そういった子どもに何を与えるべきかということにも複雑な要因が絡み合ってくるわけです。

たとえば、子どもの世話をしようとしたときに、その子どもは、その行為を拒絶するかも知れないのです。例えば、こちらがその子と遊ぼうとしたとしても、子どもは一緒に遊びたがらない、若しくは、どうやって一緒に遊べばいいのかわからないという状況があります。もちろん、子どもには、安全が確保されなくてはならないわけですが、トラウマを受けた子どもは、自らを危険に晒してしまいます。若しくは周りの人々を危険な状態に巻き込んでしまうことが往々にしてあります。いろいろとぶつかるという局面は、普通の子育ての発達の段階の中でも通常見受けられる状況だと思えますが、トラウマを受けた子どもは、非常に過剰反応をしてしまいます。小さなことでも、大騒ぎになってしまうということが往々にして起こります。

「難しい子どもたちとケアラーの支援」

私がこれまで関わった子どもの中には、過去にも動物を殺すという経緯があった子どもがおり、近所のペットとして飼われていた兎をサッカーボールのように蹴って殺してしまったことがあります。これは非常に極端な例ではありますが、些細なことでも、トラウマを受けた子どもたちというのは、本当に理解し難いような極端な行動に走ることがあります。我々、対処する側も共感を抱き続けることが大変困難になってしまう子どもたちも大変多いかと思えます。

私がこの分野で仕事を始めたときには、大変難しい子どもたちと向き合ってきた経験があり、私自身も混乱し、その子どもたちの行動が理解し難い、理解することは不可能だと感じていました。ただ、幸いなことに、私が勤務していた施設では、毎週の

ようにトレーニングが行われており、いろんな考え方について、いろんなディスカッションがされる場が設けられていたのです。また、きちんとした指導体制も整っており、ほとんど隔週で、私が体験していた内容について情報を共有して、こんなに大変な状況なのだという説明をする機会が与えられていました。そして、その supervisor ということで指導に当たってくれた方が、大変経験豊富な方で、こういう考え方もあるよということを示してくださいました。チームミーティングも毎週行われておりましたので、そういう意味では、お互いに孤立するのではなく、チームの中でつながっているという感覚を持ちながら、仕事をすることができました。

「村総出の子育てという考え方」

先ほど、村総出で子どもを育てるという話をしましたが、これは非常に重要な点です。施設であっても、治療的なコミュニティという形で、同じような環境を作って、子どもの世話をすることが出来ません。まず、1名若しくは2名の養育者が主として関わり、その周りに、子どもと馴染みのある方々がそこを取り囲んでいるような環境ですね。マネージャーだったり、教師だった人々を含めて、コミュニティ全体で子どもの治療的な環境を整えてあげることが非常に重要ではないかと思えます。これは、施設養護であれば、基本的に関わる方が同じ場所にいますので、比較的容易にできるかと思えますが、里親という環境では、特に皆さんが、周りの近いところにおられるわけではないですし、共同生活をしているわけではないので同等の質のものを、治療的な環境として作り上げてい

くにはどうすればいいのかという問いかけが出てきます。

「里親家庭支援のネットワーク」

私自身もこういう治療的な施設養護の場で仕事をしましたが、そこで、ディレクターとして指揮を執っていた男性の方は、そこで20年ほど勤務した後に、転職して里親の機関で仕事をされるようになりました。その里親の組織でも、基本的には同じような治療的ケアの原則を、施設養護のときにしていたものを、里親の治療的な組織でも同じような形で実践されていました。その組織は、トラウマを負った子どもたちの養育に関して成功を収めている組織でありましたが、通常は共同生活をしているわけではない里親の組織ということになると、往々にして治療的なコミュニティと呼びづらいかと思います。このケースでは、非常にうまくネットワークを作り上げて、治療的ケアを、里親機関としても提供できるような形態を整えていました。ですから、里親支援ということで、どういった支援が必要なのかを検討する際に、いくつか挙げられます。まず、正式にこういう支援が必要だというものの中には、先ほど申し上げたようなトレーニングとか、superviseがあります。いろいろな指導を受ける機会というものが必要かと思えますし、そこまで形式張らないフォーマルでない支援というのもいくつかあるので、これからご紹介したいと思います。

「里親支援機関」

先ほど申し上げた里親支援機関ですが、ここでは、地域ごとにセンターを設けており、そこで50～60組ぐらいの里親家庭の支援をしています。そこでは、週に1、

2回ぐらい、里親の方が特にミーティングに参加するというわけではなくても、ぶらりと立ち寄っていただいて、スタッフの方と話をしたりということで、交流できる時間を設けています。軽食をとっていただいたり、いつでも里親の方は歓迎されるという場を設けているのです。また、いろいろなミーティングを開催する場でもありますので、里親同士のグループで、お互いの経験を語り合ったり、共有したり、どう感じているかということ共有することにより、お互いの絆をつくり、支援し合うことができます。また、かなり経験を積まれたシニアの里親の方が、一対一のメンターとして、まだ経験を積まれていない里親の方に支援をされるということもあります。先ほど申し上げたフォーマルなサポートという意味では、supervise ということ、定期的にソーシャルワーカーの訪問を受けたり、指導を受けられるようなシステムもあります。また、定期的なトレーニングということで、トラウマとか、愛着とか、喪失とかの問題に関してのトレーニングも行われています。

「日本の皆様との交流から」

昨日、訪問させていただいた施設（国立武蔵野学院）ですが、虐待とネグレクトによってかなりのトラウマを負い、非常に困難な状況にある子どもたちを措置している施設でしたが、スタッフから説明いただいたことは、食事時が非常に大変だということでした。子どもたちに、普通に食事をとってもらうということが大変複雑な状況にあって、ちゃんと食事をすることに問題を抱えている子どもが大変多いという説明を受けました。

先週、里親の代表者10名の方との座談

会でお話しましたが、その中でよく出てきた話題では、盗みをはたらく子どもが多いということが挙げられました。食べ物を盗んだり、お金を盗んだりということが往々にしてあるという話をいただきました。例えば、虐待を受けたり、ひどい体験をした子どもたちというのは、そういった日常生活の中で起床時、就寝時に何か問題があったり、お金を盗んだり、食べ物に関して何か問題があったりということは、当然そういう問題が起こり得る環境で育ってきたからなのです。ですから、当然里親の方が、どうしてこういう難しい状況になっているのかをまず理解していただかなければ、次にどう対処していいのかという答えが見つからないと思います。そこの理解が欠けていると、ただ単に困惑して、混乱した状況に陥ってしまいます。更に、里親の方々にサポートを提供する方というのは、更にその理解が深まっていなくてはいけないということになりますので、主任の方とか supervisorの方というのは、トラウマを受けた子どもたちを養育する里親の方がどういう支援を必要としているのかを本当にきちんと理解している必要があります。里親の方々のニーズをきちんと把握して、サポートするには、どういうトレーニングが必要かということも十分に考慮して検討していただく必要があります。

「子どもの行動を理解するには」

子どもたちの養育に関わっている方々を支援するという意味で、本当にそれがどういう仕事なのかということを十分に理解することが大変重要であると思います。例えば、先ほどの動物、ペットを殺してしまう子どもの話をしましたが、その子自身が実

の親に、ほとんど殺されかかったようなひどい虐待を受けていた子どもでした。本来であれば、自分を守って、愛情を注いでくれるはずの親から傷つけられてしまった、赤ちゃんのときに虐待を受けてしまった子どもでしたので、全く防御することが出来ない年齢で、そういう虐待を受けてしまうと、どうしても、人に対しても、動物に対しても気くばりをするということはその子には望めないです。

いくつか、こういう仕事に携わっている方のトレーニングをしましたが、そのときに、ケーススタディのような形で、いくつか事例を挙げました。

「ケーススタディ」

ある10歳の子どもで家出をしたケースですが、その養育者が子どもを捜しに行きました。遠目にその子を見つけて、近づいていくと、その子が猫の首の周りに縄を付けて、池のそばにいました。

トレーニングのセッションでは、小グループに分かれて、そういう状況を目にして、猫が池で首に縄を括られて、少年がそこに立っているという状況の中で、養育者は何をすべきなのか、それはどういう状況なのかということをお話し合ってもらいました。そのグループディスカッションの後に、いろいろとフィードバックのコメントをしたなかで、どういってお話だったかと聞くと、まず、そのグループの方が話し合った内容というのは、その少年と猫の安全を確保する、まず、その猫を救出するという話が出ていました。一旦安全が確保されて、事態が落ち着いてきた段階で、養育者のほうから、男の子に対して、動物をそういうふうには扱ってはいけないことを、おそらくその

子は理解していなかったと思いますので、そういう説明をきちんとすると。男の子も虐待を受けているということで、いたづらを受けたり、いじめられたりと、自分が自ら体験してきたことを猫に対してやろうとしていたのではないかと。

そのグループの中で、ただ一人が、ちょっとためらいがちにコメントしたことは、多分、男の子は、その猫を助けようとしていたのではないかと正反対のことを言ったのです。ただ、そういうコメントを聞いて、グループのほかの人たちは、一斉に笑ったのですが。私はそのコメントには、大変驚きました。

これは実際起こった事件をケースとして取り上げており、本当にあった話でした。その男の子は、もっと小さかったとき、6歳か7歳くらいの時に、弟が2、3歳だったのですが、一緒にいるときに目の前で弟が溺れて溺死してしまったのです。親が、その男の子が弟を死なせてしまったと責めたわけです。それが非常にトラウマになったということです。実の弟が目の前で溺死したのを目撃しただけでもショックを受けているわけですが、その責任を負わされたということは、更なるトラウマが深まってしまうわけです。その男の子にとっては、自分で解決することのできないトラウマになってしまったわけです。その男の子は、何かを助けたいのか、たびたび池に行くという習癖がありました。池で猫と目撃されたときも、その猫を助けようとしていたわけです。自分の弟を助けたかったということの表れであったのです。

先ほど話した、ただ一人だけ、猫を助けようとしていたのではないかとコメントさ

れた方がいましたが、私にとっては驚きであったとともに、大変洞察力に優れた方だなと思いました。その方は、非常に思慮深いような方で、非常に物静かな方と見受けられたので、休憩時間にちょっと心配になって、大丈夫かと声をかけました。大丈夫だと答えたのですが、どうして、そういうことを考え付いたのかという理由については、悲しいことに、ご自身が、実の弟が溺れて、溺死してしまった状況に遭遇して、目撃したというご自身の体験があったので、そういう考えが浮かんだということだったのです。実際の自分の体験に基づいた洞察であったということでした。

「子どもとケアラーの声を聞く」

長々とこういう話をした理由ですが、こういう傷を負った子どもたちと向き合っていくというのは、どこまで複雑なものなのかということをご理解いただきたくて、こういう話をしています。

養育されている方のサポートの一環としていろいろな方にお会いしてきましたが、いかに子どもと対応していくのが難しいのかということをご自身の体験をとくくと語ってくださった方がおられました。まず、一番重要なのは、その方の話にしっかりと耳を傾けるということです。子どもの声にもきちんと耳を傾けてあげることが重要です。その理由のひとつとしては、実際にトラウマを負った子どもたちの世話をされている養育者の方々と、子どもの声につぶさに耳を傾ける必要があるからです。これは、単に子どもが発している言葉だけではなくて、詳細にわたって、子どもの動きをつぶさに観察して、本当に子どもが何を言わんとしているのかということに耳を

傾けなくてはいけないからです。子どもたちの行動を観察することによって、その子どもについて、何を学ぶことができるのか。同じように、ケアをされている方々を支援する場合にも、その方たちを十分につぶさに観察していく必要があります。どういうふうに、どういう表情をしているのか、悲しそうなのか、ちょっとイライラしているように見受けられるか、かなり取り乱しているのかと。

自らの感情にも目を向けていく必要があります。皆さん、ご存知と思いますが、転移、逆転移という理論で、実際に養育者（ケアラー）の方をサポートします。ケアラーの方というのは、実際にそのケアラーの方が子どもの時に築いてきたプロセスと同じようなプロセスを経るということになります。たとえば、私が日本にいる間、子どもたちとやり取りをする際に、私は日本語を話せませんし、ほとんどの子どもたちは当然英語を話せないわけですが、言葉に頼らずに、その子から得られる感情として、幸せな気持ちになるのか、心配な気持ちになるのか、悲しい気持ちになるのか、困惑したような気持ちになるのかということ判断するわけですが、どういう状況なのかを本当に理解するためには、よく考えなくてはいけないのです。これは、英語で、reflective practice と言っていますが、自らを省みて実践していくという意味です。

ケアラーの方をサポートする仕事に就いていたときには、まず、私が行ったのは、ケアラーの方の声に耳を傾けるということをやっていました。その次に、話の内容を更に深掘りするための質問をしていきました。

たとえば、できる限り詳細にわたって理解を深めようとするわけですが、ケアラーの方が、今朝、子どもが怒ってしまっというような話が出たら、その詳細を更に詰めていくことが重要です。どの程度怒っていたのか、男性に対する怒り方と女性に対する反応は違うのか、どういうパターンがあるのかということをつぶさに見ていきます。その次に、そのケアラーの方がどういう状況判断をされていたのかということの詳細に聞いていきます。どうして、そういう状況になったと思うのか、その理由をどういうふうに考えているのかということ聞いてゆきます。そして、ケアラーの方自身が状況をちゃんと理解できているかどうか、そして、サポートを得ながらその状況をきちんと考える機会を得ているかどうかということです。ちゃんとした理解ができていれば、最善の解決策につながっていくと思います。何か重要な点を見落としているのではないかと感じたときには、ケアラーの方に、その点を伝えて、どういう反応が返ってくるのかということを見てゆきます。ある点について、何か理解が欠けていると私のほうで感じたときには、直接的なトレーニングを行ったり、若しくは参考資料を提供したりということもやりますし、ときには、あるトピックスに関してグループセッションを、複数のケアラーの方を対象に行うということもやっています。

「猫と少年のケースを例に」

先ほどの猫と少年のケースに戻りますが、もし、ケアラーの方がそういった過去の経緯についてきちんと理解していなかった場合、また、トラウマについての正しい理解がなかったとすると、そういった状況であ

れば、ケアラーの方が少年に対して大変な怒りを感じて、懲罰的な態度に出ている可能性もあるかと思えます。そうすると、今の男の子の例のように、大変なトラウマを受けて、大変ひどい体験をした子どもが罰を受けるという状況になってしまいます。子どもが猫を池に連れて行って、その場でトラウマを受けた事件を再生していたわけですね。もし、その行為に対して罰を受けると、理解を示してもらえないということになると、更に、その子のトラウマは深いものになってしまいます。ここで、線引きが非常に重要になってきます。ケアラーの方は、明らかにこういう行為をしてはいけないということを明確にその子に伝える一方で、その子どもの気持ちに対して共感を示すということも重要です。

「深刻な問題をかかえる子どもたちの支援」

アメリカやイギリスにおいては、里親家庭に委託されている子どもたちは、非常に深刻な問題を抱えています。ケアラーの方がそういう問題の理解をきちんとできなければ、回復はおろか、更に状況が悪化してしまうこともあります。その際に、子どもがまた別の里親家庭に委託されることとなりますが、以前の里親家庭以上に難しい状況に陥ってしまいます。というのは、その前の措置で、きちんとその子どもがサポートされなかったというだけではなく、拒絶されたという感情を持って、次の家庭に委託されるわけですから、更に子どもの状況は悪化してしまうわけです。最悪の場合には、10歳とか11歳になる過程で、20か所若しくは30か所ぐらいの里親家庭を転々とする子どももいます。こういった極端な例においては、大変傷付きやすい

子どもたちがきちんと対応されずに、回復を遂げることができなければ、当然大人になったときに、普通の健康的な生活を送ることが不可能になってきます。そういう大変傷付きやすい、大変な経験をしてきた子どもたちを支援して、回復させていくということは、こういった仕事に従事している者としては、本当に絶対的な重要事項であると考えています。そうしなければ、この子どもたちは、大人になったときに、ふつうの生活を送ることができなくなってしまいうからです。

「質疑応答」

トムリンソン：ここまでのところ、私のほうから長々とお話ししてしまいましたけれども、特に皆様のほうからご質問などがありますでしょうか？今までお話しした内容は、よくご理解いただけましたでしょうか？それとも、内容によっては、ちょっと混乱されている方はいらっしゃるでしょうか？

ツナカワ：里親支援専門相談員をさせていただいているツナカワと申します。愛着とかトラウマのトレーニングというのは、個人的にするものなのか、それともグループでやるものなのか、もう少し内容をお教えいただけるといいのですが。

トムリンソン：トレーニング自体は個人的に行ってもいいと思います。また、グループでのトレーニングといったものもよろしいかと思います。あるいは、トレーニングという要素を一对一のスーパーバイズで、指導するセッションのなかで取り入れていくという考え方もあるかと思えます。まず、こういったトレーニングを行う際に、そも

そも愛着とは何なのか、トラウマとは何なのかということを含めていかななくてはいけないと思います。その理解がきちんとされていないければ、先に進んで行くことができません。子どもの発達についても、どういう役割をこれらが果たしているのかということをしつかり理解する必要があります。様々な愛着に関する理論がありまして、かなり似通った内容でもあるのですが、元々の愛着に関する理論を展開しているジョン・ボウルビーですとか、メラニー・クラインとかドナルド・ウィニコットというような子どもの発達に関するサイコ・ダイナミックスの理論を展開している人々の理論を参考にされる方もおります。また、ダニエル・シーゲルとかアラン・ショートといったような神経科学的な分野の最近の研究も出てきています。様々な愛着に関する理論は出てきてはいますが、ただ一点ポジティブな点としては、神経科学上も、50年前のボウルビーの理論を確認するような結果が出てきています。つまり、愛着が、子どもの発達においてもっとも根本的に必要とされるものであるということが、改めて再確認されています。

また、里親のトレーニングの中でもネグレクトとか虐待が愛着にどう影響を与えているのかということも取り上げています。トラウマを受けた子どもたちの愛着に関する問題を改善させるために特に役に立ったことはどういう内容なのか、トレーニングによってどう対処するのかということを取り上げています。理解しなくてはいけない点というのは、トラウマを受けた子どもたちに向き合っていくのは、常識では対処できない局面もあります。一見、疑って

しまうような、直観と反するようなことが正しい場合もあるわけです。カナダの研究者で、ジェームス・アングリンという方がおりますが、主に施設養護を対象とした、トラウマを受けた子どもたちの研究をしている方ですが、施設だけではなくて、ほかにも関連性があるのです。これは、配布資料（エビデンス情報と成果にもとづいた里親のケアモデル）の30「研修」の項目のところにアングリンの言葉が書いてあります。「トラウマを受けた子どもたちのケアと治療という最も複雑でつらい役割を持つ人たちが、仕事のために、少しだけか、多くの場合全く特別な研修を受けていないということは心配すべき事実」という言葉が引用されています。先ほど話した方ですが、施設での養護に長い間関わっていて、そのあとに里親サービスの機関に移られた方です。彼は、愛情だけでは十分ではないと言っています。多くの養育者は、その理由はわからなくても直観的に正しいことをしています。ただ、根底にある情緒の問題、怒り、破壊的な行動、罪悪感の欠如など、そういった諸々の症状の背後にある行動を理解する研修を受けていなければ、燃え尽きてしまうであろうと語っています。

グループのトレーニングについてのご質問でしたが、グループでの研修も重要ですし、こうした資料や、そういったセッションを通じていろいろな理論について学んだり、自身の経験を共有する場が与えられることも重要だと思います。また、グループセッションを行うメリットとしては、多くの養育者の方が共通の経験をされていると思いますので、そういった面で、孤立感を取り払うことができますし、お互いに助け

合うということができるかと思えます。

ほかに何かご質問がありますか？

キムラ：里親支援専門相談員のキムラといいます。お話の中で、兎を蹴ったり、猫にひもを付けた子どものお話がありました。その子どもに対しての治療というのはどんなことをされたのでしょうか。猫にひもを付けて助けようとしていた子どもは、そんなふうに辛かったんだなということで、すごい共感をもってあげて、話を聞いてあげたのか、そういったことを私たちや里親さんたちがやることで、回復していくのでしょうか。

トムリンソン：ありがとうございます。おっしゃるとおり、男の子に対して、その子の気持ちを語る機会を与えて、その子の言うことに耳を傾ける、そして、理解して共感することが仕事として大事です。おそらく、この子が感じていた罪悪感というのは、ほかの形で、日常生活の中でも現われていると思います。日常生活の中でも、ケアラーの方が、そういった男の子が抱えている罪悪感といったものに対して非常に配慮して、何でも自分のせいにされるとか、全部自分の責任だといったような責め立てられる罪悪感に向き合っていることですね。そうすることによって、そういった気持ちを取り払ってあげられるように、日常生活のほかの場面でも対応することができます。その目的ですが、本当に5、6歳の子がそういった事件の責任を負わされるべきなのか、それが現実的にそうあるのかということを考えてもらう。そこがちゃんと認識できるようにサポートすることが、一つの目

指すところ。多くの場合、トラウマを受けた子どもたちというのは、かなり痛みを伴う体験をして、それに対して身を守ろうという、防御的な状態にあるわけです。この子のケースで申し上げますと、弟を亡くしてしまったときから、当然悲しい気持ちもあったと思いますが、すべて、本当は彼のせいでなかったにせよ、その責任を問われているように責められたということです。不安な気持ちでいっぱいになっていたと思います。そこの部分の、防衛的な気持ちが少し改善されてきますと、次に鬱のような感情が出てきます。自分を守らなくてはいけないというところが取り払われてくると、やっとな弟の死を悼むという、本当に悲しい気持ちを自分で味わう、それがちょっと鬱っぽい感情につながってくるのです。この仕事の難しいところは、そういう部分があることですが、この子の場合は、そういった鬱のような状態になること自体が、より健康的な兆候であったわけです。やっとな悲しみ、死を悼むということができるようになった。養育者の方にとっては、この子は悪化しているのではないかと映ったかもしれませんが、これは通常の、正常なパターンでして、本当は子どもは良くなってきているのですが、外見、悪くなっているように見えることがあります。

男性：児童養護施設の職員をしております。トレーニングについてお伺いしたいのですが、里親さんの認定に関して、その時点でトレーニングが、イギリスや欧米でなされているのか、期間であるとか、時間ですね、どのくらいの量をやっているのか、あるいは

は、里親さんになってからも、そのトレーニングがなされているのか、その辺のところを教えていただきたいですが。

トムリンソン：里親リクルートに関する資料が本日配布されていますが、里親のリクルートは、それにまつわる準備段階でのトレーニングというのがリストの中に入っているかと思います。イギリスの場合は、そのトレーニングを、当初行われる研修のプロセスの中に、里親になるというのはどういうものなのか、ということ事前にトレーニングを通じてお伝えするというのと、具体的にどういう仕事に関わってくるのかということをもまず理解していただくとともに、まだ、その段階では委託を受けていない状況で、その研修を受けることによって、中には、もう私は里親にはなりたくないと言う方も出てきます。

実際に里親のリクルートをして、その後のトレーニングですが、これは関わる組織によってかなり異なり、様々になっています。そんなにやらない組織もありますし、非常に複雑な問題にも取り組む、大変豊富なトレーニング・プログラムを用意する組織もあります。

ちょっと関連したお話になりますけれど、まず、リクルートのシステム自体がいいものでなくてはいけないのです。きちんとしたリクルートのシステムがなければ、よい人材が見つからないのです。この仕事に適した方々がリクルートされなければ、その後の支援は効果的に行われるはずはないのです。ですから、まず、スタート地点から、リクルートの段階から支援をするというところがあります。本当にこの仕事をきちんとできる人たちを採用して、そこで初めて

意味のある支援の仕組みが成り立つと思います。

トラウマを受けた子どもにとって、最も重要なのは、彼らが回復することができる安定した環境に身を置くことでもあります。そこで、信頼できるケアラーの方とちゃんと愛着を形成することができるかどうか、そういう環境を整えてあげることができるかどうかには尽きると思います。これまでも、施設であれ、里親の方であれ、定着率の問題が非常に大きく取沙汰されてきており、我々の仕事の中でも、最も難しい課題であると認識されております。ですから、きちんとリクルートができるかどうかということは、我々にとっても一番大きな課題の一つと考えております。

ちょうど一週間ほど前に、ある文章を見ていて、オーストラリアで里親に関する新しいシステムが作られたようですが、そこでは、定期的なセッションということで、子どもの養育に関わっているほとんど全員が、隔週ぐらいの頻度で一堂に会しまして、里親とソーシャルワーカー、また、セラピストのような、関わっている方が、皆さん、その子どもについての進捗状況を話し合ったり、その子どもはどのような状態にあるのかを理解するために話し合いの場を設けるというような取り組みが始まったということです。いろいろ研究を進めた結果、2年に1回ぐらいモニタリングをして、やはり、オーストラリアの場合、通常の里親家庭の委託の状況と比べて、その子どもたちが、委託された家庭に定着する期間も長く、子どもたち自身の状況も、より良い結果が出ているということがわかってきています。